

抜本的改革に向けた取組方針（経営健全化方針）の策定対象法人

改 正	現 行
	経営が悪化しているおそれのある法人
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること。                 </div>
実質的に（事業の内容に応じて時価で評価した場合に）債務超過である法人	
債務超過にある法人	債務超過にあること。
	累積欠損金があること。
	直近3期全てにおいて経常損失が生じていること。
その他、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要であると認められる法人	
公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したと認められる法人又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなると認められる法人	設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人
	他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人
市が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25%～15%）に達している法人	
他の事業手法と比べて費用対効果が乏しいと認められる法人	

抜本的改革に向けた取組方針（経営健全化方針）の策定内容

改正	現行
法人の概要	具体的な記載なし
経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与（法人の経営状況、財政的なリスクの現状、財政的なリスクが高くなった要因などの分析、これまでの市としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与）	
抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討	
抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応（法人自らによる経営健全化のための具体的な対応、市による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュール、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間の改善方針）	

